

贈与・相続・遺言

についての お話し

その1

くまもと司法書士事務所

2011.5月版

贈与とは、

贈与とは、正式に言うと、当事者の一方が自分の財産（金銭、不動産、株券など）を無償で相手方に与えるという意味を示し、相手方がこれを承諾することにより成立する契約です。つまり、『タダで物をあげますけどいいですか？はい、いいですよ』ということです。ちなみに、贈与財産を譲り渡す人のことを「贈与者」といい、贈与財産を譲り受ける人のことを「受贈者」といいます。

贈与には、贈与税という税金がかかります。かなり高い税率なので、注意が必要です。

【贈与税の計算(概算)】

税額＝[(1 年間に贈与を受けた価格の合計)－基礎控除額(110 万円)]×税率－控除額

課税価格	税率	控除額
200 万円以下	10%	なし
200 万円超		
300 万円以下	15%	10 万円
300 万円超		
400 万円以下	20%	25 万円
400 万円超		
600 万円以下	30%	65 万円
600 万円超		
1,000 万円以下	40%	125 万円
1,000 万円超	50%	225 万円

※基礎控除が 110 万円ということですので、年間 110 万円までの贈与については、税金がかかりません。

※なお、贈与税につき、下記の特例もあります。

- ・配偶者への住居用不動産の贈与の特例
- ・相続時清算課税制度

相続

について、

相続は、ある日突然やってきます。ご遺族の方は悲しみの中にも、それぞれ決められた期限内に所定の相続手続を行わなければなりません。その際、その手続の多さや煩雑さに、驚き戸惑う方も多いようです。おそらく、実際に相続が起こるまで、自分とは無関係だと思っている方が多いでしょうから、相続が起きて初めて、相続経験のある知人等に相談したり、相続関係の本を購入されたりするのはないでしょうか。

しかしながら、自分のケースが知人の方とまったく同じという場合は少ないでしょうし、相続関係の本には典型的な事例しか掲載されていません。

相続人や相続財産の調査、相続財産(不動産)の名義変更など、相続に関して困ったことがある場合には、司法書士などにご相談ください。相続に関しては、時間の経過とともに、事案が複雑になる場合があるので、なるべく早めのご相談をお勧めします。

■遺産分割協議

法律で決められた法定相続分を相続することもできますが、法定相続分とは違う形で相続したい場合は、遺産分割協議をすることになります。

■相続の放棄

多額の借金を残して亡くなった場合には、相続人はその借金も相続します。しかし、相続人がその借金を代わりに払えることができない場合、相続をしないことができます。

■相続人が行方不明

遺産分割協議をしようとする際、相続人の一人が行方不明だと協議をすることができません。

そういった場合、行方不明の相続人のための財産管理人を選任することになります。

遺言

とは、

遺言とは、遺言書の最終の意思を尊重し、その死後においてその意思を実現する制度です。15 歳以上で意思能力があれば、誰でも自由に遺言をすることができます。

最近では、一般の方々にも遺言の知識が普及してきたため、遺言を書く方が増えてきました。

民法は普通の遺言として自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言を定めています。

また、死亡危急時遺言、伝染病隔離者の遺言、在船者の遺言、船舶遭難者の遺言といった特別の遺言も定めております。

くまもと司法書士事務所
司法書士 隈本 武
宮崎県司法書士会所属
登録番号 第 434 号
認定番号 第 829072 号



〒880-0803

宮崎県宮崎市旭一丁目 8 番 19 号 楠並木ビル 2 階
(宮崎県警察本部の西となり)

TEL:0985-64-8272

FAX:0985-64-8273

URL:<http://www.kuma-office.jp>

くまもと司法

検索

